

東浦町用地立会に係る謝礼支出に関する取扱要領

(通則)

第1条 この要領は、町が行う用地立会の業務を行うための謝礼支出に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 謝礼支出の対象業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共用地の境界立会
- (2) 用地取得における境界立会

(支出対象者)

第3条 謝礼支出の対象者は、町が要請した境界立会に係る権利者とする。

(謝礼の金額等)

第4条 謝礼の金額は、予算で定める額を1事業につき1回支払うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、関係各課で協議決定するものとする。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。